

信濃教育会ならではの相互扶助精神から生まれた掛け金なしの

# 災害見舞金事業のご案内

会員であれば、見舞金を受け取れます

日常生活の  
災害も  
見舞金の  
対象となります

## 見舞金の内容



### 死亡・災害による入院・通院等

見舞金内容	会務遂行中	会務以外
死亡・高度障害	350万円	150万円
災害による後遺障害	30~90万円	10~70万円
災害による入院 (1日あたり・最大120日)	5,500円	5,000円
災害による通院 (1日あたり・最大30日)	3,500円	3,000円

\* 会務:信濃教育会及び各教育会が主催する事業(研究大会・委員会・会議等) \* 災害による入院・通院…事故発生日から180日以内に受診したもの  
 \* 災害による通院(会務遂行中)は2018年12月1日より適用 ★ 災害による通院(会務以外)は2020年4月1日より適用



### 自然災害による不動産の損害

見舞金額

上限100万円

\*当該損害金額 - 10万円

\* 自然災害:風災・火災・水災・ひょう災・雪災・落雷・噴火・地震 等 \* 会員及び配偶者、被扶養者が所有する不動産が対象  
 \* 会員以外(会員の配偶者・被扶養者)が所有する不動産の損害の場合、算定見舞金額の30%を支給

## 会員の声

台風19号で自宅が全壊しました。100万円もの災害見舞金をいただきました。どう再建しようか…と悩んでいましたが、お見舞金が再建決断の後押しになりました。信教に入っていて良かったです。(お礼の手紙より)

このたびは、私のけがに対し、過分なるお見舞金をいただき、ありがとうございました。こんなにすぐにいたさけるとは思っていませんでしたので驚いております。また、教育会の活動以外での給付にも感謝いたします。普段の運動不足がたり、腕をついただけで骨が折れてしまうという情けない話で、今後はこのようなことが無いよう気をつけて、子どもたちと遊んだり活動したりしていきたいと思います。本当にありがとうございました。

まずは、お電話を!

申請の請求・お問い合わせ先  
～申請は必要事由が発生してから2年以内～

公益社団法人 信濃教育会 総務・会計部

☎ 026-232-2470

〒380-0846 長野市旭町1098番地  
[FAX] 026-232-1892 ✉ kousei@shinkyo.or.jp

